

令和 8 年度

さいたま市立野田小学校

いじめ防止基本方針



令和8年度 さいたま市立野田小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは卑怯な行為であり、決して許される行為ではない。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく損害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校では、教育活動全体を通じ、全児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、学校、家庭、地域、関係機関と連携を図り、一丸となって問題に取り組む姿勢が必要である。

本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立野田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期発見に向けて、該当児童の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめを行った児童に対し、成長支援の視点をもち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行った児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、道徳教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等に心身の苦痛を感じさせることをいう。

○「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

○ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者への面談等により、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目 的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校運営協議会委員
※ 必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。（心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）
- (3) 役 割 本いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

【早期発見、事案対処】

- ・ いじめの相談、通報を受け付ける窓口
- ・ 早期発見、事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの情報があつた時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ 被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校の基本方針に基づく取組の実施
- ・ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- ・ 学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCA サイクル）

- (4) 開 催 ア 定 例 会（各学期1回開催 6月、11月、2月）
 イ 校内委員会（月1回開催 生徒指導委員会と兼ねて行う。）
 ウ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して行う。）
- (5) 内 容 ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 イ 教職員の共通理解と意識啓発
 ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 エ 個人面談や相談の受け入れ、及びその集約
 オ いじめや事案への対応
 カ 発見されたいじめ事案への対応
 キ 構成員の決定
 ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目 的 いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 代表委員会児童
 （代表委員長・代表副会長・各委員会委員長・各学級代表委員）
- (3) 開 催 年2回
- (4) 内 容 ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通した取組

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通した取組

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の計画的な取組

- 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下の全ての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けたスローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ いじめ防止指導事例集を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりや学年だより、PTA広報誌による地域への広報活動

3 様々な人との関わり合い

(1)「人間関係プログラム」を通して

- 各学期の初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に努める。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることでいじめのない集団づくりに努める。

(3)「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施 全学年6月に実施

5 メディアリテラシー教育を通して

(1)「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

- (1) 健康観察 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、ペアにならない 等
- (3) 休み時間 独りぼっち、「遊び」と称しながらからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導 独りぼっち、荷物を持たせられる 等
- (6) ICT の活用 各種教育データの利活用による、心や体調の変化が顕著な児童への声かけ、面談の実施 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 年3回、各学期の初月
- (2) アンケートの結果 生徒指導・教育相談部会開催後、学校全体で共有する。
- (3) アンケート結果の活用
 - アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。その際、市教委配付の「面談記録シート」に「面談日時」「場所」「面談者」「面談内容（児童の様子など）」「その後の対応（保護者との連携など）」を記録し、保存する。
 - 面談した児童について、学校全体で情報共有する。
 - いじめ対策委員会で情報共有する。

3 毎月の「いじめに関する調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し（各学期初月は、心と生活のアンケートに代える。11月は「児童アンケート」に代える。）いじめの早期発見に努めるとともに、「いじめに係る状況調査」に反映させる。（※低学年は、各学期初月に「おひさまアンケート」を実施。）
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 個人面談・教育相談日の実施

- (1) 年2回、7月・12月に個人面談を実施する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - 教育相談だよりの発行
 - 教育相談室の整備
 - さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 学校評価と兼ねて実施
- (2) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童あるいは保護者と面談を行う。生徒指導・教育相談部会を中心に対応について検討する。

6 地域からの情報収集

- (1) 保護者 学年・学級懇談会、教育相談、連絡帳 等
- (2) 民生委員 民生委員児童委員・主任児童委員連絡会 等
- (3) 防犯ボランティア 学校安全ネットワーク連絡協議会、立哨指導 等
- (4) 地域関係者 スクールサポートネットワーク連絡協議会 等
- (5) 学校運営協議会委員 学校運営協議会 等

Ⅶ いじめへの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに関する対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校 長 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教 頭 情報収集及び情報発信の窓口とする。
関係職員を招集し、情報収集を行う。
情報を集約・整理し、共有化を図り、職員への指示を行う。
- 教務主任 校長・教頭を補佐し、校長・教頭の指示の下、各担当へ指示・伝達を行う。
- 学年主任 事実確認のための情報収集を行う。
- (担 任) いじめに関する情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法の規定に違反しうることを自覚し、委員会と直ちに情報を共有する。
いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめを行った児童に対して、児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。また、自ら行った行為の責任を自覚させ、反省を促す。
保護者への連絡、協力体制を確立する。
いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。
＜いじめが「解消している」状態となる2つの要件（再掲）＞
 - ①いじめに係る行為が止んでいること ※少なくとも3か月を目安とする
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと ※本人及び保護者と面談
- 生徒指導主任 児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任 当該児童の相談体制を確立する。
- 特別支援教育コーディネーター 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭 児童の様子を把握し、傷害が認められるときには、その処置を行う。
当該児童の心のケアに努める。
- スクールカウンセラー、さわやか相談員 学校のいじめ対策委員会に参加し、いじめを専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導や助言、児童へのカウンセリングを行う。
- スクールソーシャルワーカー 情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働き掛けるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者 家庭において、児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地 域 いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めたときには、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくしている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づき、対応する。

づき、次の対策を行う。

ア 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

ア いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ 学校は、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

○ いじめ事案のうち、その児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべき事案の場合、重大ないじめ事案及びこれに発展するおそれが高い事案の場合、インターネットを利用した名誉棄損や児童ポルノ関連事犯等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案の場合は、次のことを行う。

ア いじめ対策委員会で、いじめ事案やその児童に関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告するとともに、直ちに警察に通報する。

ウ 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

＜学校を調査主体とした場合＞

- ① 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の（いじめ対策委員会を母体とした）調査組織を設置する。
- ③ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童およびその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- ① 学校は、教育委員会の指導の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 生徒指導教育相談委員会（毎月1回）

- （1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底（4月 職員会議）
- （2）「学校いじめ防止基本方針」の見直し・検討（1月 生徒指導委員会）

2 校内研修

（1）共通行動で「分かる授業を進めること」

- 学習規律の徹底
- 学校課題研究に基づいた授業実践（全学級授業公開）

（2）学校課題研究「できた」「わかった」を実感できる児童の育成 ～基礎・基本の定着を目指す授業改善～

《自ら》

- 自分の考えをもてる子 ○当事者意識をもてる子

《ともに》

- 友達を認められる子 ○集団での取り組みを楽しみと感じられる子
- 思いやることができる子 ○友達の話が聴ける子

《挑戦する》

- 困ったときに相談できる子

（3）生徒指導・教育相談に係る研修

- 児童理解研修（4月 生徒指導教育相談委員会）
- 生徒指導に関する研修（夏季休業中 研修）

X 子どもの意見反映

1 児童のいじめ問題についての捉え（スローガン）

「ストップいじめ！」スローガン

『いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしない』

～相手が嬉しくなるポカポカ行動をしよう～

2 児童の「ストップいじめ！」に向けた取組

○「なかよしの木」の作成

なかよしの木とは、「みんなで仲よくできるように、あたたかい言葉を集める木」です。

（1）取り組み方

- ①昇降口前に「なかよしの木」の幹だけを掲示
- ②一人2枚、葉に「言われてうれしい言葉」をネームペンで記入（無記名）
- ③「言われてうれしい言葉」を書いた葉を6月12日までに、「なかよしの木」に貼る。
- ④6月15日～6月26日までの2週間、「なかよしの木」に書かれた言葉を使えたか、振り返りカードに記入する。

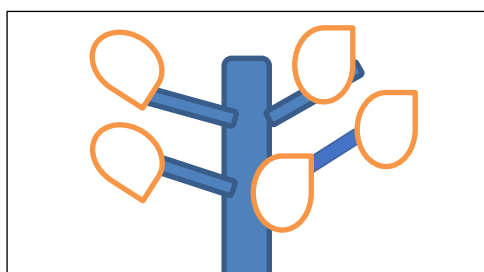
（2）準備＜代表委員担当＞

- ①「なかよしの木」の幹作成
- ②各クラスへ、やり方の説明へ行く。
- ③「言われてうれしい言葉」を書く葉（一人2枚分）
- ④振り返りカード

（3）イメージ（方眼紙4枚分の大きさ）

○どこに葉を貼っても大丈夫です。

212枚以上、貼ります。



XI PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に検証し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

（1）検証を行う期間：各学期末 生徒指導教育相談委員会

2 「心と生活のアンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

（1）校内いじめ対策委員会の開催時期 8月

※ 期日については、あくまで予定であり、変更の場合がある。